家畜保健衛生所たより
令和8年度　第49号　令和8年11月24日
山梨県東部家畜保健衛生所

高病原性鳥インフルエンザ
愛知県で疑似患畜を確認（今季3例目）
場内・鶏舎内へのウイルス侵入に最大限の警戒を

【概要】

・愛知県豊橋市：採卵鶏（約8万羽）

・11月23日　遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜であることを確認

”再度”　家きん舎の一斉点検と消毒の徹底を行って下さい！！

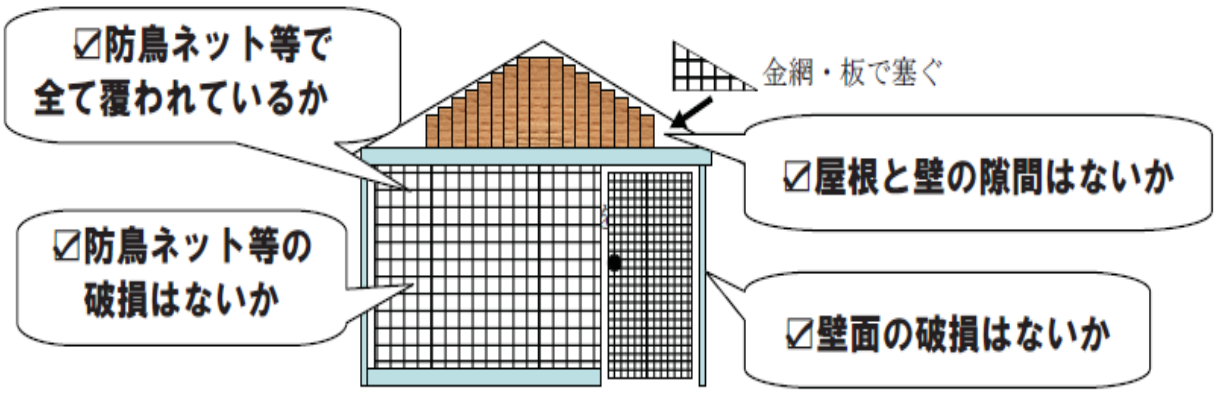

(1)早期発見・早期通報の徹底（以下の①～③見られたら通報）

①鶏舎ごとの1日の家きんの死亡率が直近21日間における平均死亡率の2倍以上になった場合

②家きんに鶏冠・肉垂等のチアノーゼ・沈うつ・産卵率の低下等の症状が見られる、5羽以上の家きんがまとまって死亡又はうずくまっている場合

③民間獣医師等が行った簡易検査キットや抗体検査による陽性を確認した場合

(2)防鳥ネットの確認、人・車両の出入りの管理、消毒の徹底

異状をみつけた場合には直ちに山梨県東部家畜保健衛生所まで

電話・・・055-262-3166　　FAX・・・055-262-3108

夜間、土日・休日の連絡は・・・090-5535-8005・090-5544-7868

高病原性鳥インフルエンザ
発生予防のポイント

01 農場に入る全ての 人・車両・物品は衛生対策

作業員や外部事業者等を含め、衛生管理区域と家きん舎に入る人は衛生対策を徹底。
車両も入場前の洗浄・消毒を必ず実施。
物品は原則農場専用。やむを得ず持ち込む場合は洗浄・消毒を忘れない。



周囲にはウイルスがあると認識。
農場内・家きん舎内には入れない。

02 衛生管理区域・家きん舎ごとに 専用の長靴を着用

農場に入るとき、家きん舎に入るときは、必ず衛生的な長靴に交換。
農場内では専用の衣服を着用。



着替え・履き替えの前後で
交差しないよう境界を明確に。

03 ウイルスを媒介する 野生動物の侵入防止対策

家きん舎は定期点検し、防鳥ネットや壁等の破損などはすぐに修繕。目の届きにくい屋根裏や入気口も注意が必要。



「農場に近寄らせない」
「農場内に入れない」
「ネズミ・ハエ等の定期的な駆除」

MAFF 農林水産省

飼養家きんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡。

家畜保健衛生所
TEL

農林水産省HP
「鳥インフルエンザに関する情報」ー